

令和 2 年 3 月 3 0 日  
観光庁参事官（旅行振興）

## 旅行者に対する行政処分を行いました

旅行者に対し、旅行業法第 18 条の 3 第 1 項又は同法第 19 条第 1 項の規定に基づく行政処分を令和 2 年 3 月 27 日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和 2 年 3 月 23 日及び 24 日に実施した旅行業法第 65 条第 1 項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、3 月 27 日付けで別添の一覧表に記載した 9 件の観光庁長官登録の旅行者に対して、同法第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づく業務改善の命令又は同法第 19 条第 1 項の規定に基づく業務停止を命じました。

（詳細は別添一覧表をご覧ください。）

### 【処分の内訳】

- 2 事業者：業務改善命令
- 2 事業者：14 日間の業務停止（令和 2 年 3 月 29 日～4 月 11 日）
- 5 事業者：9 日間の業務停止（令和 2 年 3 月 29 日～4 月 6 日）

※業務停止については、令和 2 年 3 月 28 日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。

※なお、別添の一覧表につきましては、行政処分を実施した 5 年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

### 【お問い合わせ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 稲田、山崎  
代表：03-5253-8111（内線 27337）  
直通：03-5253-8329  
FAX：03-5253-1585